令和５年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定　募集要領

「令和５年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいいたします。

令和５年２月８日

国土交通省　中国地方整備局
松江国道事務所長　　近藤　弘嗣

基　本　協　定　締　結　説　明　書

１．協定概要

（１）　協 定 名　　令和５年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定

（２）　活動場所　　松江国道事務所管内の、①松江地区（松江維持出張所管内）、②出雲地区（出雲維持出張所管内、出雲・湖陵道路建設予定地内、湖陵・多伎道路建設予定地内、大田・静間道路建設予定地内及び静間・仁摩道路建設予定地内）、③頓原地区（頓原維持出張所管内）における災害応急対策活動等への協力を原則とする（別図－１参照）。

なお、機械設備関係及び電気通信設備関係については、松江国道事務所管内全域を活動区域とした災害応急対策活動等の協力が原則となる。

（３）　活動内容　　松江国道事務所管内において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者又は松江国道事務所が保有する建設機械、資材及び労力等（以下、「資機材、労力等」という。）により応急対策活動を実施するものである。

（４）　協定期間　　令和５年４月１日（予定）　～　令和６年３月３１日

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

（１）　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　中国地方整備局における令和５・６年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を令和５年１月１３日までに行っていること。

なお、令和５年４月１日までに令和５・６年度「一般土木工事」、「維持修繕

工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木関係】　　　　　:「一般土木工事」又は「維持修繕工事」

【機械設備関係】　　　:「機械設備工事」

【電気通信設備関係】　:「電気設備工事」又は「通信設備工事」

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、上記（2）の一般競争参加資格の申請を行っている者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去１５年間（平成２０年度以降）に完成・引き渡しが完了した工事又は点検整備の施工（履行）実績があること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が６５点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ実績として認めない。ただし、５００万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

工事又は点検整備の施工（履行）実績については次のとおりとする。

【土木関係】

松江国道事務所が発注した工事の施工実績があること。

【機械設備関係・電気通信設備関係】

中国地方整備局（各事務所等含む）が発注した当該設備の工事の施工実績又は当該設備の点検整備の履行実績があること。

（６）　基本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　基本協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 【土木関係】

１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- １級建設機械施工技士
- 技術士法による技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設に係わる科目に限る。））の資格を有する者。
- これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

③ 【機械設備関係】

１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- １級建設機械施工技士
- １級建築施工管理技士
- １級建築士
- 技術士法による技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設－鋼構造及びコンクリート又は機械に係わる科目に限る。））の資格を有する者。
- これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

④ 【電気通信設備関係】

ａ）電気設備

１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設に係わるものに限る。））の資格を有する者。
- これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

ｂ）通信設備

１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設に係わるものに限る。））の資格を有する者。
- これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

（７）　基本協定参加資格確認申請書（添付資料を含む。以下、「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　土木関係においては、松江国道事務所が管理する区域の市町（松江地区：松江市、安来市、出雲地区：出雲市、大田市、頓原地区：雲南市、飯南町、奥出雲町）内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所（資機材、労力等を有すること。）があること。

機械設備関係、電気通信設備関係においては、中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

なお、いずれの場合も（６）の基準を満たす技術者が在籍していること。

（９）　令和５年度に松江国道事務所が発注する維持（保守）工事（機械設備、電気通信設備の場合は点検業務等）を受注している者については、当該維持（保守）工事（機械設備、電気通信施設備の場合は点検業務等）の範囲以外での活動を原則とする。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）　基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている者と行います。

（２）　協定締結予定者数は、担当区域毎に１０者程度を予定しています。

（３）　希望区域が重複した場合は、希望順位の高い者を優先します。

（４）　（３）で調整できない場合は、本店が所在する者を優先します。

（５）　（３）、（４）においても調整できない場合は、（別記様式４）資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等の状況を考慮して決定します。

（６）　希望順位の低い区域をお願いする場合は、個別に相談させていただきます。

（７）　基本協定の締結の決定は書面により通知します。

４．担当部局

〒６９０－００１７　島根県松江市西津田２丁目６番２８号

国土交通省中国地方整備局　松江国道事務所　管理第一課（担当：保全対策官）

ＴＥＬ　０８５２－６０－１３４６（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　０８５２－２７－４１３２

５．応募資格の確認等

（１）　申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

①　基本協定参加資格確認申請書　【別記様式１（共通）】

ア）申請書に申請者印を押印するか、又は押印を省略する場合は次のとおり附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代理人として支社等の併記をお願いします。

イ）押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。

※　確認のため､記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

② 令和５・６年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書２.（２））

中国地方整備局における令和５・６年度「一般土木工事」､「維持修繕工事」､「機械設備工事」､「電気設備工事」又は「通信設備工事」に係る一般競争参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には､「令和５・６年度受付票」､「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格申請書に添付して提出願います。

また､申請を郵送により行っている場合には､提出した申請書（様式①－１､様式①－２）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

③ 過去の施工（履行）実績【別記様式２（共通)】

※　ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合は､確認出来る書類（契約書の写し等）を提出願います。

④ 技術者の資格【別記様式３（共通)】

※　技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお､総括的に管理する技術者を複数登録することも可能とし､当該活動に専任の義務は有しない。

⑤ ２．応募資格（８）を確認する資料　【任意様式】

※　建設業法の許可を有する本店､支店又は営業所の位置（該当する条件を確認できる距離の記入を含む）を記入し提出願います。

⑥ 資機材置き場の所在地及び準備できる人員､機械等【別記様式４（土木関係のみ)】

※　建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所と､緊急時に準備できる重機及びそのオペレーター､主な保有資材（除雪機械内書き)､作業員数を記入し提出願います。

なお､重機については､例に書いてある程度の記入として下さい。

⑦ 担当区域希望調査票【別記様式５（共通)】

※　活動実施区域は活動を要請する際の参考とさせて頂きます。

※　活動を希望する区域を選択願います。

※　建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所を記入する欄がありますので記載漏れとならないようにご注意願います。

⑧ 希望設備調査票【別記様式６（電気通信設備関係のみ)】

※　希望設備箇所は活動を要請する際の参考とさせて頂きます。

※　活動を希望する設備に注釈等をご参照の上、記入願います。

※　建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所を記入する欄がありますので記載漏れとならないようにご注意願います。

（２）　申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。受付期間に必着のこと。）とします。

② 受付期間：令和５年２月８日（水）から令和５年２月２４日（金）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとします。

③ 提出場所：４．に同じ。

（３）　申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

① 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。ＦＡＸでも可。

② 受領期間：令和５年２月８日（水）から令和５年２月１５日（水）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとします。

③ 提出場所：４．に同じ。

（４）　（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

① 期　　間：質問を受理してから適宜に、令和５年２月１７日（金）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとします。

② 場　　所：４．に同じ。

（５）　その他

① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。　また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部

のみを採用することはしません。

③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤ 基本協定の相手方として選定された者に対しては、別添「令和５年度災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）」に基づき基本協定を締結することになりますので、基本協定締結時には基本協定（案）第４条第１項及び第６条第２項に記載された事項について併せて報告願います。

【別記様式１】　（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和○○年○○月○○日

担当官
　中国地方整備局
　　松江国道事務所長　　近藤　弘嗣　殿

（提出者）住　　　所
　　　　　電 話 番 号
　　　　　商号又は名称　　（株）○○建設
　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　印
（作成者）担 当 部 署
　　　　　氏　　　名
　　　　　Ｅ‐ｍａｉｌ
　　　　　又 は ＦＡＸ

令和５年２月８日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び７１条の規定に該当する者でないこと、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、２．応募資格（２）の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っている者を除く。）でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書２．（２）に定める令和５・６年度の一般競争参加資格に係る書類
２　基本協定締結説明書５．（１）③に定める過去の施工（履行）実績を記載した書面
３　基本協定締結説明書５．（１）④に定める技術者の資格等を記載した書面
４　基本協定締結説明書５．（１）⑤に定める確認資料（位置確認できる地図等）
　※任意様式
５　基本協定締結説明書５．（１）⑥に定める資機材置き場の所在地及び準備できる

人員、機械等を記載した書面

6　基本協定締結説明書５．（１）⑦に定める担当区域の希望を記載した書面

7　基本協定締結説明書５．（１）⑧に定める希望設備を記載した書面

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）:

担　当　者（会社名・部署名・氏名）:　中国　太郎

電 話 番 号：（代）○○○○－○○－○○○○　（内線　○○○）

Ｆ　Ａ　Ｘ：○○○○－○○－○○○○

Ｅ-ｍａｉｌ:

注）代表者印の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を明記して下さい。

【別記様式２】　（用紙Ａ４）

（共通）

過去の施工（履行）実績

会社名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工（履行）場所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工　　期	年　月 ～　　年　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・ＣＯＲＩＮＳ登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・ＣＯＲＩＮＳに登録されていない等で施工（履行）実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。ＣＯＲＩＮＳデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。

・ＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている発注機関の工事（５００万円未満の工事又は平成１４年9月３０日以前に発注した請負金額が２，５００万円未満の工事は除く。）の場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

・平成２１年８月１８日以降にＣＯＲＩＮＳに新規登録した工事は、ＣＯＲＩＮＳ登録番号が１０桁に変更となっているため、「建設業許可番号（８桁）」＋「新ＣＯＲＩＮＳ番号１０桁の登録番号の

１桁目（４）を除いた残り９桁」を「８桁」＋「４桁」＋「５桁」に分割して記載すること。

・記入する施工（履行）実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

【別記様式３】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）
（共通）

技　術　者　の　資　格　等

会社名：

<table>
<tr><td colspan="2">技術者の氏名（フリガナ）</td><td>技術者　　○○　○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日（和暦）</td><td>○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td colspan="2">最終学歴</td><td>○○大学○○学科○○年卒業</td></tr>
<tr><td colspan="2">法令等による資格・免許</td><td>一級土木施工管理技士
（取得年月日及び登録番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">貴社に在籍される技術者数（参考）</td><td>一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</td><td>○名</td></tr>
<tr><td>二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士</td><td>○名</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
</table>

・記載する技術者名は代表者名を記載してください。
貴社に在籍される技術者数は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）②③④に示す資格のことです。

・募集要領２．（６）②③④に示す資格の内、「これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者」で保有資格を証明する場合のみ最終学歴の記載を必須とする。

・貴社に在籍される技術者数の一級土木施工管理技士は、【電気通信設備関係】のうちａ）電気設備は一級電気工事施工管理技士、ｂ）通信設備は一級電気通信工事施工管理技士に読み替えるものとする。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

【別記様式４】（用紙Ａ４）
（土木関係）

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等

会社名：

本店の住所	○○市○○町○○番地
基地となる本・支店等の住所	○○市○○町○○番地
資機材置き場の所在地	置き場１　○○市○○町○○番地 置き場２　○○市○○町○○番地
重機の台数 （除雪機械については、内書き記載願います。） ＊準備できない時期がある場合は、その時期を明記して下さい	シャベル　○台、バックホウ　○台 ブルドーザ　○台、グレーダー　○台 クレーン　○台、ローラー　○台 トレーラ　○台、トラック　○台 等々 （うち除雪機械） グレーダー　○台
重機のオペレーター数	○○人
主な保有資材数	バリケード　○基 鋼矢板　○枚 大型土のう　○袋 等々
作業員数	○○人
基地となる本・支店等に常駐する技術者	○○人

※本店、支店等及び資機材置き場の住所については、番地まで記載して下さい。
※重機の規格、種類の細別は必要ないので、すべて合わせて計上して下さい。
※リース機械については、年間を通じて確保可能なものは計上して下さい。
※作業員は、直接雇用の普通作業員以上すべてを含めて計上して下さい。
※技術者は、実人数で記入願います。

【別記様式５】
（共通）

担当区域希望調査票

１．協定締結を希望される区域について、希望される順位を記載願います。

区域名	希望される順位
松江地区	第２希望　※記載例
出雲地区	第１希望　※記載例
頓原地区	

※本基本協定を締結できる担当区域数は、最大２区域までとします。

※本基本協定締結を希望できる担当区域数は、最大３区域までとします。

※複数箇所を希望される場合は、２．（８）の条件を満たす必要があります。

※区域の詳細

①　松江地区　・国道９号
　島根県安来市吉佐町～島根県松江市宍道町地内
・国道５４号
　島根県松江市宍道町地内

②　出雲地区　・国道９号
　島根県出雲市斐川町～島根県大田市温泉津町地内
・出雲・湖陵道路建設予定地
　島根県出雲市知井宮町～島根県出雲市湖陵町三部地内
・湖陵・多伎道路建設予定地
　島根県出雲市湖陵町三部～島根県出雲市多伎町久村地内
・大田・静間道路建設予定地
　島根県大田市久手町刺鹿～島根県大田市静間町地内
・静間・仁摩道路建設予定地
　島根県大田市静間町～島根県大田市仁摩町大国地内

③　頓原地区　・国道５４号
　広島県三次市布野町～島根県雲南市加茂町地内

※当年度の松江国道事務所が発注した維持（保守）工事受注者については、受注している維持（保守）工事の区域外での活動を原則とする。

２．松江国道事務所が管理する区域の市町（２．応募資格（８））内に建設業の許可を有する本店、支店又は営業所の住所　：○○県○○市○○町○○番地

【別記様式６】
（電気通信設備関係）

希 望 設 備 調 査 票

１．協定締結を希望される区域について、希望される順位を記載願います。

［記入例］　　　　　　　　　　　　会社名：

設　　備　　名	希望順位
①電気設備	（例）第２希望
②通信設備	（例）第１希望

※１　希望順位が分かるように記載願います。
※２　第２希望まで記載された方は、それぞれの実績、技術者の資格を提出してください。

※設備の内容
①電気設備
松江国道事務所管内の電気設備

②通信設備
松江国道事務所管内の通信設備
上記、通信設備には下記、通信機器等の運用を含む。
・衛星小型画像伝送装置（Ku-SATⅡ）
・5GHz 帯無線アクセスシステム（i-RAS）
・公共ブロードバンドシステム（公共 BB）

※当年度の松江国道事務所が発注した設備の点検整備受注者については、受注している点検整備範囲外での活動を原則とする。

２．松江国道事務所が管理する区域の市町（２．応募資格（８））内に建設業の許可を有する本店、支店又は営業所の住所　：○○県○○市○○町○○番地

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出
□ 令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格に係る書類　→必須提出
※２．応募資格（２）参照

会社の施工（履行）実績関係

□ 過去の施工（履行）実績（別記様式２）　→必須提出
□ 施工（履行）実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合及びＣＯＲＩＮＳで確認できない場合等は必須提出
□ 工事成績評定通知書の写し
→当該工事実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務職開発建設部の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格等（別記様式３）　→必須提出
□ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証（個人情報マスキング処理）、監理技術者証等）　→必須提出
□ その他資格を証明する書面の写し　→必須提出

技術資料

□ 基本協定締結説明書５．（１）④に定める確認資料
（距離を確認するための地図（距離記入）※任意様式　→必須提出
□ 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等（別記様式４）
→必須提出
□ 担当区域希望調査票（別記様式５）　→必須提出
□ その他参考資料　→必要に応じて提出

これらの添付資料が未提出の場合、（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。